

■ **有料・無料 職業紹介事業許可申請のながれ**

有料・無料職業紹介事業(許可)を行おうとする場合、厚生労働大臣に対して申請を行い審査を経て許可を受けなければなりません。
事業主が許可の欠格事由に該当せず、許可基準をすべて満たす場合に許可されます。(許可要件や申請書類の詳細については、
「**職業紹介事業パンフレット・許可・更新等手順マニュアル**」をご確認ください。)

事業計画の立案

- 職業紹介事業の計画を立てていることが必要です。
- 登記簿の事業目的に「職業紹介事業」の追加が必要です。

事前相談

※要事前予約

- ◇ **事前に予約をお願いします。(所要時間は約 1 時間～1時間30分程度です)**
《持参いただくもの》 ①定款または法人登記簿(写しで可)②直近の決算書の「貸借対照表」
- 1 **許可の要件について説明し、確認します**
・ 資産、事業所、職業紹介責任者、個人情報管理 他
- 2 **事業計画についてお伺いします**
・ 予定している取扱職種、求職者数 他
- 3 **申請書の書き方や添付書類について具体的な説明をします**
※作成中の書類等があればお持ちください。

**職業紹介責任者講習受講
事業所の準備**

- **職業紹介責任者の選任（講習を受けた者の中から選任すること）が必要です。**
⇒ 福島労働局HPまたは厚生労働省HPから受講の申込みページへリンクします。
- **職業紹介事業を行う事業所は、求職者等との面談におけるプライバシー確保の措置が必要です。** ⇒ 賃貸借契約書または不動産登記簿、及び平面図等にて確認します。

申請書類の作成

申請について、随時ご相談・ご質問をお受けしております。
申請前の書類チェックも行っております。(メールも可)

**申請方法
申請手数料**

- 【**有料職業紹介の許可申請の場合**】
- **申請方法：窓口持参・郵送・e-Gov電子申請 いずれか**
(住民票、納税証明書、申請手数料については、持参または郵送)
- **申請手数料：①登録免許税(9万円)領収証書 及び ②収入印紙(5万円：1事業所分)**
①登録免許税：福島税務署(福島市)※にて現金納付⇒ **領収証書を提出**
※または金融機関窓口にて「福島税務署取扱い」の納付書により現金納付
②収入印紙：申請書と一緒に、**貼らずに**窓口へ持参又は郵送願います。(最少枚数でご準備ください)
- 【**無料職業紹介の許可申請の場合**】 ⇒ **手数料無し（上記①②は不要です）**

受理・審査

- **福島労働局にて受理後、申請内容の審査※を行います。**
※提出書類の申請内容について審査します
※現地調査：事業所へ訪問し職業紹介責任者の席・個人情報保管場所・面談スペース等レイアウトを確認します

おおむね
2～3か月

厚生労働省における審査および労働政策審議会の意見聴取の手続きを経て許可の可否が判断されます。

許可証の交付

- **許可日は、毎月1日**
- **「許可証交付式及び事業運営に関する講習会」を福島労働局にて開催**
※詳細は別途ご案内します。原則として毎月 1 日開催ですが前後する場合があります。

各種お問合せ・
事前相談ご予約は

福島労働局 職業安定部 需給調整事業室
〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎3階
TEL **024-529-5746** ◆開庁時間 8：30～17：15
月～金(土日祝、年末年始を除く)